

鳴門教育大学情報基盤センター規則

平成17年 3月14日

規則第 3 号

改正 平成19年 1月31日規則第 1号
平成20年 3月17日規則第 6号
平成22年 3月24日規則第18号
平成23年 3月 9日規則第 3号
平成23年 3月31日規則第 9号
平成26年 3月24日規則第15号
平成29年 3月 8日規則第15号
平成31年 3月13日規則第15号
令和 2年 3月19日規則第 8号
令和 6年12月26日規則第11号

鳴門教育大学情報処理センター規則（平成16年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学情報基盤センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学術研究及び情報教育に資するほか、学内の情報基盤を整備することを目的とする。

（業務）

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の情報基盤の整備に関すること。
- (2) 学術研究のための利用に関すること。
- (3) 情報教育のための利用に関すること。
- (4) 学内情報ネットワークの整備・運営に関すること。
- (5) その他必要な情報基盤に関すること。

（分野）

第4条 センターに、次に掲げる分野を置く。

- (1) 情報システム分野
- (2) 情報教育分野

（職員）

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) センターに兼務を命じられた教員
- (3) その他の職員

2 前項の職員のほか、センター所長が必要と認める場合は、副センター所長を置くこと

ができる。

(1) 副センター所長は、本学の教員のうちからセンター所長の意見を聴いて、学長が命ずる。

(2) 副センター所長の任期については、鳴門教育大学センター所長選考規則（平成16年規則第18号）第4条の規定を準用する。

（職務）

第6条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

2 副センター所長は、センター所長の職務を補佐する。

3 情報基盤センターに兼務を命じられた教員は、センターの業務を処理する。

4 その他の職員は、センターの業務に従事する。

（センター会議）

第7条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 第5条に規定する職員

(2) その他センター所長が必要と認めた者

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集し、その議長となる。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 情報基盤の整備・運営に関する事。

(2) センターの運営方針案に関する事。

(3) センターの年度業務実施計画案に関する事。

(4) センター人事、予算に関する事。

(5) センターの業務の実施に関する事。

(6) その他センターの運営に必要な事項

（事務）

第8条 センターに関する事務は、経営企画戦略課において処理する。

（細則）

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。